

ワルヲ以テ會社側ヨリハ罷業團ニ對シ本件ニ関シ至急代表六名、  
安頭ヲ使シタルニ罷業團ニ於テハ緊急協議ノ結果本村村外六  
名ハ全權代表トシテ午後六時會社ニ出頭シタルノ會社側ヨリ本  
井工場長山田副長増崎技師ノ三名會見スルコトナリ其ノ時  
俸會ハ本村代表所ニ於テ下午四時會長立會ノモトニ開カレ  
ルノ勞資ノ意見錯雜シテ容易ニ纏マレヘフモアウサリシナキ  
市長ノ調停ノ結果十四日午前零時三十分遂ニ左記停業  
依リ内滿解決シ見ルニ至リタリ

記

覺書

大正十五年八月十三日戸畑市役所樓上ニ於テ旭硝子第二部功  
部従業員ノ爭議ヲ解決スルコト左ノ如シ

記

- 一會社ハ新幡監督ヲ一ヶ月以内ニ轉勤セシムル事
- 二第二部切部従業員ハ一名ノ責任退職者ヲ令ス事
- 但シ會社ノ指名ニ依ス (後刻本松委石工門ニ決定ス)
- 三會社ハ前項ノ退職者ニ對シ相當金額ヲ給與スル事
- 四爭議解決ノ後五ヶ年間本件ニ関シ退職者ヲ令サ、ル事
- 五人負六名増加ノ事
- 六爭議中雇入シタル者ヲ解雇スルコト
- 七爭議中ノ日給半額ヲ支給スルコト
- 八本件解決後ハ誠意ヲ以テ作業ニ従事スルコト

大正十五年八月十三日

會社側代表

森井清藏